

コーポレート・ガバナンス

経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催するほか、経営意思決定のための協議機関として経営会議を毎月2～3回開催するなど、経営の基本方針に基づいて業務上の主要事項を審議決定しています。取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)8名と監査等委員である取締役3名の計11名で構成されており、取締役(監査等委員である取締役を除く)には社内出身者に加え、他企業で実務経験を積んだ人材を選任し、幅広い視点から議論を交わしています。また、監査等委員である取締役3名のうち2名は社外取締役で、幅広い視野および客観的な立場から企業戦略について総合的な助言がされています。

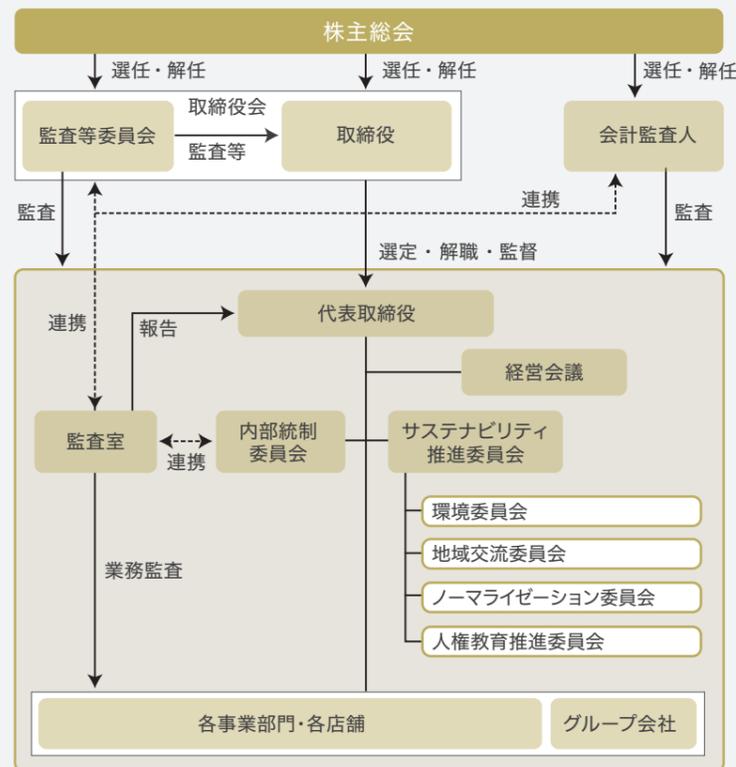
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながる対応として、当社は「コーポレート・ガバナンス・コード」への対応を推進し、その内容を踏まえた報告書を開示しています。

さらに、健全な企業活動の仕組みを整備運用する「内部統制委員会」を組織し、コンプライアンスに関する事項全般について情報収集や対策を立案し、その内容を委員長に報告・指示を受ける体制を整えています。

2020年度は取締役に社外取締役を迎え、社外の立場から企業戦略などについて助言がされています。

さらに本年はコーポレートガバナンスに関する仕組みを変更し、CSR委員会からサステナビリティ推進委員会に名称を変更、地域交流委員会を新たに設置し、取組みを強化しています。

■コーポレート・ガバナンスに関する仕組み



(2021年2月20日現在)

■コーポレート・ガバナンスに関する報告書

URL <https://www2.tse.or.jp/disc/82760/140120200421496678.pdf>

コンプライアンス

コンプライアンスの維持やリスク管理、ノーマライゼーション、セクシュアル・ハラスメント、接客教育の「しつけ、身だしなみ」などを周知徹底するため、従業員全員に項目別に重要ポイントをまとめた手帳タイプの「平和堂マニュアル」を配付しています。このマニュアルには「わたしたちの行動基準」という業務全般において順守すべき事項が記載されており、コンプライアンスに関する行動規範を周知するとともに、一人ひとりの意識を高めています。

また、当社はコンプライアンス・マニュアルに基づき、反社会的勢力に対して係わりを一切持たず、このような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等外部機関と連携し、関係部署が連携・協力して組織的に対応いたします。

さらに、コンプライアンスに関する従業員からの通報や相談を受け付ける内部通報窓口として「平和堂クリーンライン」と、「人権ホットライン(人権相談窓口)」を設置しています。また、「社外通報窓口」を社外の弁護士事務所に設置し、グループ全体の通報窓口として運用することにより、コンプライアンス体制を整備しています。

リスクマネジメント

事業継続計画(BCP)に関する取組み

大地震等の自然災害や甚大な被害をもたらす危機が発生した場合、当社が機能や役割を回復し事業継続することを目的とした事業継続計画(BCP)の強化に努めています。「災害マニュアル」を各店舗・本部に備え付け、予防体制とともに災害発生時の対応を定めています。また、店舗・本部において対象市町村発行のハザードマップを定期的に取得し、被災想定区域や避難場所などを把握し、災害対策に活用しています。

従業員には災害時での指針や行動を記した「災害時行動心得」の配付を行うとともに、災害発生時に人命第一を基本に被害の最小化と各人の役割・行動を再確認するため店舗・本部において消防訓練を行っています。また、本部においては災害発生時、本部が速やかに災害対策本部を設置するための初動訓練を行っています。

また、災害時に社員の安否や出勤が可能かを確認する「安否確認システム」を利用した訓練も定期的実施しており、災害が発生したとき、社員やその家族の状況をすぐに会社が把握できる体制を整えています。

個人情報保護・セキュリティに関する取組み

当社では個人情報の取扱いに関する「個人情報保護方針」を定めています。方針に基づき個人情報の管理に関する「個人情報管理マニュアル」「パソコン管理マニュアル」「HOPカードマニュアル」などを整備し、個人情報の保護に取り組んでいます。

店舗で発生する事件・事故に関する取組み

当社は、各店舗において日常的に発生する事件や事故などについて素早く対応するため、社内ネットワークを利用した「事件・事故報告」によって、迅速な解決と情報を共有できる体制を構築しています。

地域との連携

行政との「災害協定」の締結

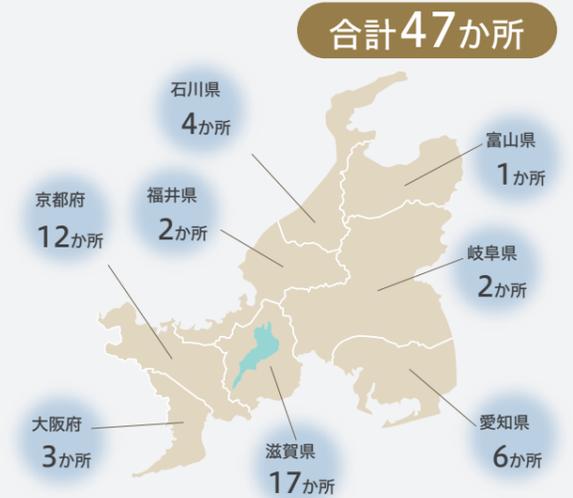
平和堂は地域社会の生活インフラを担う「総合小売業」として、災害発生時に物資の供給を行うことで、被災した地域の復興・復旧の一端を担うべく、店舗エリアの地方自治体と災害協定の締結をおこなっています。災害時には、生活に必要な物資提供など、地域との連携可能な体制を整えています。

2020年度は新規で2行政と災害協定を締結し、現在47カ所と締結しています。

また、平和堂は関西電力送配電株式会社と、地震や台風等の災害発生時における迅速かつ円滑な電力復旧を図るため、両社が相互に協力支援することを定めた「災害時における相互支援に関する協定」を締結いたしました。

災害発生時の物資協定を主眼に置いた協定を、行政や自治体以外と締結するのは今回が初めてです。

■行政との協定(2021年2月20日現在)



▲越前市との締結協定



▲枚方市との締結協定

■2020年度新規締結協定

2020年3月25日(水) 福井県越前市
「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」締結
2020年3月30日(月) 大阪府枚方市
「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」締結